

住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給 手続きの流れ

要支援・要介護 1～5 の認定

ケアマネージャー等に相談

施工業者の選択・見積り依頼

住宅改修費の事前申請

施工業者との契約・施工

工事費の支払い(全額)

市町村への住宅改修費支給申請

住宅改修費の支給（費用 9 割・上限 20 万円まで）

要支援・要介護1～5の認定

① 申請

介護が必要となったら、まず要支援・要介護認定の申請が必要です。

介護保険のサービスを利用するには、介護や日常生活に支援が必要な状態であることなどについて認定(要支援・要介護認定)を受けることが必要です。要介護認定を受けるためには、住んでいる市町村の窓口申請が必要です。原則として30日以内に結果が通知されます。

注)申請は、本人や家族のほか、近くの居宅介護支援事業者(ケアプラン作成時業者)や、地域包括支援センター、成年後見人、介護保険施設にも頼めます。

② 訪問調査

介護が必要な状態か調査します。

訪問調査 調査員が家庭を訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査いたします。

*コンピューターによる判定(1次審査)

*訪問調査の際に、調査項目に関連して書き取ってきた特記事項

医師の意見書 主治医が病気の状態などをまとめた医学的な見地からの意見書。

注)訪問調査は、市町村の職員や、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業者の介護支援専門員が家庭を訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

③ 介護認定

どのくらいの介護が必要か審査いたします。

コンピューターによる判定結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で、

★介護や日常生活に支援が必要な状態かどうか

★どのくらい介護を必要とするか(要介護度)

が決められます。

また、第2号被保険者については老化にともなう病気によるものかについても審査判定されます。

④ 介護サービス計画の作成

利用者の希望や状態に応じた介護サービス計画を作成いたします。

★要支援の方 介護予防サービス(予防給付)を利用できます。
地域包括支援センターでケアプランを作成いたします。

★要介護の方 介護サービス(介護給付)を利用できます。

☆在宅サービス☆

利用者が選択した居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、ケアプランを作成いたします。

☆施設サービス☆

希望する施設を選び、利用者が直接申し込みます。
ケアプランは施設のケアマネージャーが作成いたします。

★非該当の方 (自立) 介護保険外のサービスや介護予防事業(地域支援事業)などが利用できます。
介護予防事業は地域包括支援センターでケアプランを作成いたします。

サービスの利用へ…

住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。

※要介護状態区分にかかわらず、改修時に住んでいる住居について利用できる**上限額は20万円**です。
(改修費の一角が自己負担となります)

※住宅改修は**事前申請が必要**です。改修前に、ケアマネージャー等へ相談してください。

- ★廊下や階段、浴室などへの手すりの設置
- ★段差解消のためのスロープ設置
- ★滑り防止のための床材や通路面の変更
- ★引き戸への扉の取り替え
- ★洋式便器への取り替え

①住宅改修についてケアマネージャー等に相談

②施工業者の選択・見積り依頼

③住宅改修費の事前申請

(提出書類)

事前承認申請書

住宅改修が必要な理由書

(ケアマネージャーもしくは住環境コーディネーター等資格を有するものに記載してもらう)

改修工事費の見積書

住宅の所有者の承諾書(本人家族以外が所有者の場合)

工事前写真(日付入り)

住宅の見取り図(平面図)

印かん(認め)

④施工業者との契約・施工・完成

⑤工事費の支払い(全額)

⑥市町村への住宅改修費支給申請

(提出書類)

支給申請書

事前承認通知書

領収書工事費内訳書

工事後写真(日付入り)

印かん(認め)

住宅改修費の支給(費用9割・上限20万円まで)